様式第２号（第７条関係）

事業計画書

１　申請者概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名  又は屋号 |  | | | | 代表者  職・氏名 | |  | | | |
| 担当者  職・氏名 |  | | | | 電話番号  E-mail | |  | | | |
| 登記上の本社所在地(法人)又は住民登録地(個人)  ※水俣市内に限る | | 〒　　　　　　－ | | | | | | | | |
| 本社・本店事業所所在地  ※上記と異なる場合のみ | | 〒　　　　　　－ | | | | | | | | |
| 既存の支店等所在地  ※本補助対象事業以外で既に市外に支店等を設置している場合 | | 〒　　　　　　－  電話： | | | | | | | | |
| 開設年月日：　　　年　　月　　日 | | | | | | | | |
| 創業  年月日 | 年  　月　日 | | 資本金 | 千円 | | | | 従業員  総数 | | 名 |
| 業種及び  業務内容 |  | | | | | | | | | |
| 営業許可又は登録が必要な業種の場合は□にチェックしてください。 | | | | | | | | | |
| 主要製品  サービス |  | | | | | | | | | |
| 主要  取引先 |  | | | | | | | | | |
| 直近２期の業績 | 期間 | | | | | 売上高（千円） | | | 経常利益（千円） | |
| 第　　　期  　年　　月～　　　年　　月 | | | | |  | | |  | |
| 第　　　期  　年　　月～　　　年　　月 | | | | |  | | |  | |

２　補助事業概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の種類  ※いずれかの□にチェック | | ①支店等開設準備事業（開設経費が対象）  　②支店等施設借上事業（賃借料が対象） | |
| 補助事業の具体的内容 |  | | |
| 本事業で開設する支店等の所在地 | 〒　　　　　　－ | | |
| 補助事業  実施計画 | 施設入居（予定）年月日 | | 年　　　　月　　　　日 |
| 支店等開設（予定）年月日 | | 年　　　　月　　　　日 |
| 支店等常設従業員数 | | 名 |
| この欄は、「補助事業の種類」で「②支店等施設借上事業」を選んだ方のみ記入ください。  借上契約締結（予定）日：　　　　　年　　　　月　　　　日  借上契約（予定）相手先：  借上契約（予定）期間：　　　　　　年　　　　月　　　　日  ～　　　　　　　年　　　　月　　　　日  賃貸契約書上の月額（予定）賃借料：　　　　　　　　　　　　円／月  ※賃借料のみ（駐車場・共益費・光熱水費・消費税等は除く。） | | |

３　補助対象経費一覧

①支店等開設準備事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 金額（円） | 経費内訳 | |
| 設  備  費 | 円 |  | |
| 広  報  費 | 円 |  | |
| 外  注  費 | 円 |  | |
| (A)合計  (★) | 円 | 補助申請金額（円）　※千円未満切り捨て | |
| 補助金額：(A)×２分の１  補助上限：１００万円 | 円 |
| 留意  事項 | （★：ご注意ください）  原則として、交付決定日以降に支払う予定のものが対象となりますが、交付決定日の属する月の直前の２箇月以内で発注・契約した当該事業に係るものは補助対象経費に含むことができます。ただし、交付決定日の属する年度内に発注・契約したものに限ります。  *例）：交付決定日が５月１日の場合、４月に発注・契約したものは対象となりますが、前年度となる３月に発注・契約したものは対象外となります。* | | |

②支店等施設借上事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （B）金額（円） | 補助申請金額（円）　※千円未満切り捨て |
| 施設  借上料 | 施設借上料月額×対象月数（★）  円／月×　　　箇月  ＝円 | 補助金額：(B)×２分の１  補助上限：月額１０万円 |
| 円 |
| 留意  事項 | (★：ご注意ください)  １．原則として、交付決定日が属する月から同じ年度の年度末までに支払ったものが補助対象経費となります。また、交付決定日の属する月の直前の２箇月以内で締結した賃貸借契約に係るものは補助対象経費に含むことができます。ただし、交付決定日の属する年度内に行ったものに限ります。  ２．前年度において、既に施設借上費に係る補助金の交付を受けている場合、交付を受けた補助金に係る施設の借上期間から起算して連続した１２箇月を超えることはできません。  （例）  *例１）：交付決定日が１１月１日の場合、１１月から翌年の３月までの５箇月間に支払予定のものが対象となります。また、交付決定日が５月１日の場合、４月に契約したものは対象となりますが、前年度となる３月に契約したものは対象外となります。*  *例２）：交付決定日が前年度の１１月１日で、１１月から翌年の３月までの５箇月分について既に補助金として交付されていた場合、新年度の４月から１０月については新年度に改めて補助金申請を行う必要があります。*  *また、交付決定日が前年度の１１月１日でも、その２箇月前の９月・１０月に発注・契約したものから補助対象経費とした場合は、最初の月である９月から翌年の３月までの７箇月分を補助金として交付しているため、残りの４月から８月の５箇月分について新年度で申請を行うこととなります。* | |

４　収支計画（今後３年間の会社全体におけるの計画）　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 今期（基準値） | １年度目 | ２年度目 | ３年度目 |
| (　年　月～  　年　月期) | (　年　月～  　年　月期) | (　年　月～  　年　月期) | (　年　月～  　年　月期) |
| (a)売上高 |  |  |  |  |
| (b)売上原価 |  |  |  |  |
| (c)売上総利益  (a-b) |  |  |  |  |
| (d)販売管理費 |  |  |  |  |
| 営業利益  (c-d) |  |  |  |  |